

あなたのご家庭は「合併処理浄化槽」ですか？

単独処理浄化槽をお使いの方は、合併処理浄化槽へ転換しましょう！

【問い合わせ】下水道課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

公共下水道や農業集落排水施設が整備されていない地域では、浄化槽により生活排水を処理することになっています。

浄化槽には「合併処理浄化槽」と「単独処理浄化槽」の2種類があります。合併処理浄化槽は、トイレからのし尿とあわせて台所等からの生活雑排水を処理し河川等に流しますが、単独処理浄化槽は、し尿を処理するのみで、生活雑排水は未処理のまま河川等に流れてしまい、汚れの大きな原因となっています。

単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替えれば、河川への汚れを8分の1まで減らすことができます。

貴重な水資源、霞ヶ浦流域の環境を守るためにも、単独処理浄化槽をお使いの方は合併処理浄化槽への入れ替えをお願いします。

なお、合併処理浄化槽の設置については、「戸別浄化槽整備事業（市設置型浄化槽）」（下記）をぜひご活用ください。

市があなたに代わって浄化槽を設置・維持管理する「戸別浄化槽整備事業」をご利用ください

従来、浄化槽は個人において設置・維持管理を行いますが、本事業は市民の皆さんに代わって、市が浄化槽の設置・維持管理を行うものです。

対象地域は、公共下水道認可区域および農業集落排水事業区域を除く市内全域です。

この事業では、申請者が浄化槽工事の一部を負担する分担金と、設置後に市が行う維持管理などの費用を毎月の使用料として納付していただくことになります。

本事業のメリットは、浄化槽設置にかかる個人負担が軽減されることと、浄化槽の性能を生かすために欠かせない適正な維持管理が確保されることです。

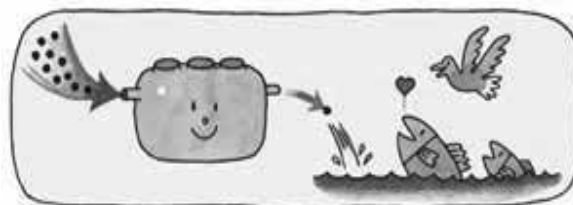
■加入分担金および使用料

住宅延床面積	浄化槽の大きさ	分担金	使用料（税別）/月
140㎡未満	5人槽	110,000円	3,800円
140㎡以上	7人槽	140,000円	4,000円
2世帯住宅	10人槽	190,000円	5,100円

単独処理浄化槽からの転換の場合、撤去費および配管工事費に対する補助制度があります（ただし、確認申請を伴う新築・改築等は除く）

■単独処理浄化槽撤去補助金額上限

撤去費	配管工事費	合計
上限 90,000円	上限 60,000円	上限 150,000円



公共下水道・農業集落排水施設への接続をお願いします

【問い合わせ】下水道課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

市では、生活環境の向上と霞ヶ浦や流入河川の水質保全を目的として、公共下水道および農業集落排水施設の整備を進めています。

下水道および農業集落排水施設が整備された地域にお住まいで、まだ接続されていない方は、速やかに接続工事（排水設備工事）を行っていただき、ご利用されますようお願いいたします。

※排水設備工事は、工事に必要な専門知識と技術を持った有資格者のいる、市の指定を受けた「指定工事店」へご依頼ください。

下水道は正しくお使いください

快適な生活のために下水道の使用にあたっては、次のことに注意しましょう。

◆トイレでは

トイレットペーパー以外の紙や紙おむつなど、異物は流さないでください。

◆台所では

野菜くずや残飯、廃油（天ぷら油）などは流さないでください。

◆浴室では

排水口に目ざら（ゴミ受け）を付け、ゴミや毛髪は流さないでください。

◆下水道に危険物は流さない

ガソリン・シンナー・石油などの危険物は、下水道管内で爆発を起こす原因となるので、流さないでください。

下水道事業受益者分担金（負担金）の一括納付報奨金を廃止します

【問い合わせ】下水道課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

下水道事業受益者分担金（負担金）については、5年間（年4期）に分けて納めるところを、初年度の1期目に全額納付した場合、納付額から一括納付報奨金を減額して納めていただきました。このたび、下記により平成30年度から一括納付報奨金制度が廃止となります。

【廃止の理由】

- 税金の前納報奨金は、すでに廃止（平成23年度）になっていること
- 納付資金に余裕のない方は対象にならないため、不公平が生じていること
- 財政負担軽減のため

ご理解いただきますようお願いいたします。

人権擁護委員による

特設人権相談について

総合窓口課（玉造庁舎）

☎0299・(55)0111

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、ご近所トラブルや学校でのいじめなどさまざまな人権相談を受け、問題解決の手助けを行うほか、人権啓発活動も行っています。

人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、左記にお問い合わせください。

相談はすべて無料です。

■問い合わせ

水戸地方法務局鹿嶋支局

☎0299・83・6000

■特設人権相談

期日および場所

【麻生】 4月10日（火）麻生公民館

【玉造】 4月11日（水）玉造公民館

【北浦】 4月12日（木）北浦公民館

■時間

午前10時～正午

午後1時～午後3時

人権擁護委員（敬称略）

邊田美知子 邊田良治 柳町清夫

島田幸子 水野義貞 平山邦寛

西谷正明 掛札きみえ 坂本 將

茨城県鳥獣被害防止促進補助金について

農林水産課（北浦庁舎）

☎0291（35）2111

今年度、茨城県で「茨城県鳥獣被害防止促進補助金」が新設されました。

市で実施している電気柵設置事業補助金と同額（上限3万円）が補助されます。

イノシシ生息数の増加に伴い、農作物被害が増加しています。電気柵の設置を検討されている方は、この機会にぜひお問い合わせください。

また、イノシシの目撃や農作物被害があった場合には、すぐにご連絡ください。皆さまからの情報が、捕獲への大きな手助けとなります。

市営住宅の

入居者を募集します

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

次のとおり市営住宅の入居者を募集します。

◆みなみ原団地

所在地 青沼841・14

間取り 3LDK 構造 RC造

募集戸数 3戸

■応募資格（次の①～④の全ての要件に該当する方）

①単身入居以外の方で現在住宅に困っている方

②市税等を滞納していない方

③条例で定める基準内の収入である方

（例）一般世帯の場合（1世帯の合計所得額・控除額）÷12≧15万8千円以下

④入居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

■申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、必要書類を添付し、都市建設課（玉造庁舎）に提出（申込書は市のホームページからもダウンロードできます）。

■必要書類

①住民票（入居しようとする家族全員が記載されたもの）

②収入等を証明する書類（収入のある方全員の最新の課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しなど）

③未納がないことを証明できる書類（納税証明書）

その他申し込み状況により、右記以外に必要な書類があるときは、追加で提出していただきます。

■申込期間

申し込みが募集数に達するまで、受付を継続します。

※土日祝日を除く

■入居者の選考

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い、入居者を決定します。選考後は、住宅清掃・改修工事により、入居までに時間がかかることがあります。

住民基本台帳の閲覧状況について公表します

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

平成18年11月1日の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳閲覧状況の公表が義務付けられました。

同法の規定に基づき、平成29年3月から平成30年1月までの閲覧状況をお知らせします。

閲覧者（委託者）	閲覧事由	閲覧日	閲覧対象
(株)野村総合研究所	テレビ視聴に関する調査	5月31日	次木地区 14件
(一社)家の光協会	読書についてのアンケート	7月5日	次木地区 19件
朝日新聞社	新聞およびWeb利用に関する総合調査	6月22日	白浜地区 24件
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター	飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査	8月16日	手賀地区 20件
内閣府男女共同参画局 推進課長	男女間における暴力に関する調査	11月7日	南・小高地区 29件
日本たばこ産業(株)	全国たばこ喫煙者率調査	12月14日	八木蒔地区 20件
国土交通省 関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所	霞ヶ浦の環境整備に関するアンケート調査	1月24日	麻生・矢幡・石神・蔵川・宇崎・青沼・小牧・行方・小高地区 10件
大阪商業大学	生活と意識についての国際比較調査	1月25日	内宿地区 15件

シリーズ 国民健康保険

春は異動の季節です

国保への届け出をお忘れなく！

手続きが必要となる主な例		必要な書類等
国民健康保険に加入するとき	他の市町村から転入したとき	ほかの市町村の転出証明書、印鑑、マイナンバー
	職場の健康保険をやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑、マイナンバー
国民健康保険を喪失するとき	他の市町村へ転出するとき	国民健康保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき、または被扶養者となったとき	国民健康保険証、職場の健康保険証、印鑑、マイナンバー
	死亡したとき	国民健康保険証、印鑑
	市外に住所のある学生が卒業などで学生でなくなったとき	国民健康保険証、卒業証明書、印鑑、マイナンバー
国民健康保険証の記載内容に変更があるとき	住所・氏名・世帯主が変わったとき	国民健康保険証、印鑑、マイナンバー
	修学のため市外に住所を移したとき	国民健康保険証、在学証明書、印鑑、マイナンバー

※異動のあった日から14日以内に届け出をお願いします。手続きの際は印鑑を忘れずにお持ちください。手続きは3庁舎（玉造庁舎国保年金課・麻生庁舎総合窓口・北浦庁舎総合窓口）ですることができます。



【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

**情報公開制度および
個人情報保護制度
運用状況を公表します**

総務課（麻生庁舎）

☎ 0299（72）0811

行方市情報公開条例および行方市個人情報保護の保護に関する条例の規定により、制度の運用状況を公表します。

1. 情報公開開示請求の状況

（平成28年度）

開示請求 件数	請求に係る決定内容		
22	開示	部分開示	不開示
18	3	1	

※請求の決定に対する不服申立てはありませんでした。

2. 個人情報開示請求等の状況

（平成28年度）

個人情報取扱事務届出件数 582件

開示請求 件数	請求に係る決定内容		
4	開示	部分開示	裁量的開示
3	1	0	0
1	0	0	0

※個人情報の訂正、削除および利用停止の請求はありませんでした。

※請求の決定に対する不服申立てはありませんでした。

**第10回特別弔慰金の
請求について**

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299（55）0111

平成27年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」を受けられない場合に、ご遺族お一人に第10回特別弔慰金が支給されます。第10回特別弔慰金の請求期間は、平成30年4月2日までとなっていますので、請求をされていない方は、早め手続きをしてください。請求期間を過ぎると、第10回特別弔慰金を受けることができなくなりま

すので、ご注意ください。

**行方の魅力発信広報番組
「なめトーク」**



IBS 茨城放送 (i-FM) (水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz) で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

**エフエムかしまの放送エリアが
鹿行地域に拡大しました**

FMかしま



鹿嶋市だけでなく、鹿行地域に向けた番組を放送中です！ぜひ「エフエムかしま」をお聴きください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

新聞も電子版も
茨城ビジネスマンの最新トレンド!

**全国紙より
地方紙!**

たんたん

女性にも
役立つ
生活面!

ローカルな
レア情報が
面白い!

県内政治や
企業の話題
充実!

茨城新聞
http://ibarakinews.jp/

**全国紙とはヨコが違う!
地方に強いぞ!『茨城新聞』。**

- 1 高校野球はもちろん小中学生の各種大会まで、写真付きで『県内スポーツ』を詳報!
- 2 『同窓の友』や「こども新聞」など読者に寄り添う大人気企画も!
- 3 お通夜の時まで掲載、細やかな「お悔やみ欄」
- 4 県内イベントや地域ニュースなど旬な情報をすばやくキャッチ!

県産グルメがもらえるキャンペーン実施中! お申込みは今すぐ!
※当キャンペーンは予告なく終了する場合がございます。

月々購読料 **2,990円(税込)**

購読のお申し込みは、ハガキまたはファックス、あるいは下記までご連絡ください。

茨城新聞社

〒310-8686 水戸市笠原町 978-25
茨城県開発公社ビル 3F

通話無料 **0120-029-218**
【お電話受付】9:00~17:00 ※土日祝日は除く

Fax **029-301-0366**
E-mail hanbai@ibaraki-np.co.jp
【メール・FAX 受付】365日24時間受付

「飼い犬の登録」と「狂犬病予防注射」をお忘れなく

定期集合注射のお知らせ

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

平成30年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を、次の日程で実施します。

生後91日以上の犬は狂犬病予防法により「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。

室内小型犬や猫犬も例外ではありません。全ての犬が対象です。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



毎年
忘れずに
受けさせて
ワン!

地区	日程	時間	実施場所
玉造地区	4月8日(日)	9:00～9:20	沖洲集落センター
		9:30～9:45	羽生地区学習センター
		9:55～10:10	八木蒔地区学習センター
		10:20～10:35	澤屋商店前駐車場
		10:45～11:00	中山消防機庫
		11:10～11:25	旧上山組公民館
		11:35～11:45	江北産業跡地
		13:00～13:15	榎本農民研修センター
	13:25～13:40	若海農村集落センター	
	13:55～14:25	行方市役所玉造庁舎	
	4月9日(月)	9:00～9:15	藤井集会所
		9:25～9:40	荒宿農村集落センター
		9:50～10:10	玉川地区学習センター
		10:20～10:35	新田ふるさとコミュニティセンター
		10:45～11:00	手賀地区学習センター
		11:10～11:25	高須一本松前
11:35～11:55		玉造西地区学習センター	
13:00～13:15		行方市泉配水場	
13:25～13:40	小座山農村集落センター		

○登録料等

区分	登録している犬	登録していない犬
登録手数料	—	2,000円
注射済票 交付手数料	350円	350円
予防注射 料金	3,000円	3,000円
計	3,350円	5,350円

地区	日程	時間	実施場所
北浦地区	4月13日(金)	9:00～9:15	前田商店
		9:25～9:40	行戸中央公民館
		9:50～10:05	南原生活改善センター
		10:15～10:35	㊤集荷所
		10:45～11:00	小貫地区学習センター
		11:10～11:25	J A グリーンショップ武田店跡
		11:35～11:55	武田地区館
		13:00～13:15	長野江田園都市センター
	13:25～13:40	金上農村集落センター	
	13:45～14:00	小舟津バス停(㊤商店付近)	
	4月14日(土)	9:00～9:20	要地区館
		9:30～9:45	南高岡農村集落センター
		9:55～10:10	中根農村集落センター
		10:20～10:40	繁昌地区学習センター
		10:50～11:05	吉川農村集落センター
		11:15～11:30	旧北浦幼稚園
11:35～12:00		行方市役所北浦庁舎	

地区	日程	時間	実施場所
麻生地区	4月15日(日)	9:00～9:15	五町田ふるさとコミュニティセンター
		9:25～9:40	西浦地区学習センター
		9:50～10:05	今宿農村集落センター
		10:15～10:30	橋門四番組集会所
		10:40～10:55	小高地区館
		11:05～11:25	島並農村集落センター
		11:40～11:55	本城会館
		13:00～13:15	(有) 出沼喜之助商店前
	4月16日(月)	13:25～13:40	粗毛農村集落センター
		13:50～14:20	麻生公民館
		14:30～14:45	新原公民館
		9:00～9:15	井貝農村集落センター
		9:25～9:40	谷津農村集落センター
		9:50～10:05	四鹿杉平農村集落センター
		10:15～10:30	青沼ふるさとコミュニティセンター
		10:40～10:55	石神構造改善センター
4月16日(月)	11:05～11:20	太田地区館	
	11:30～11:45	台矢幡集会所	
	13:00～13:15	白浜ウォーキングセンター	
	13:25～13:40	大和地区館	
	13:50～14:05	天掛ふるさとコミュニティセンター	

○犬の登録は生涯1回

平成7年4月1日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは、届け出をしてください。

○問い合わせ

環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

▶ 予防注射当日 ☎090-4597-3111

アントラーズ・ホームタウン協議会Presents

～このページはホームタウン5市共通のものを掲載しています～

鹿島アントラーズ 2018シーズン開幕!

全冠制覇へ



2月24日、明治安田生命Jリーグ2018シーズンが開幕しました。

我々が鹿島アントラーズは、“全冠制覇”を目標に掲げ、一試合一試合を戦っていきます。ホームタウンの皆様も、誇るべき地域の宝である鹿島アントラーズを全力で応援しましょう。

アントラーズ・ホームタウン協議会(※)では、鹿島アントラーズを通して、ホームタウンの皆様の“元気”につなげるため、今後も鹿行5市連携のもと活動していきます。



ホームタウンの皆さん、いつも応援ありがとうございます。昨シーズン、選手たちは皆さんの力強い応援を背に、最後まで戦い抜くことができました。心より感謝申し上げます。

今シーズンは、クラブスローガンに掲げた「Football Dream こそ」が示すとおり、これまでの自分たちを超え、完全制覇という大きな目標に挑戦していく一年になります。国内3大タイトルであるJリーグ、ルヴァンカップ、天皇杯、そして、未だ手にしていないAFCチャンピオンズリーグ優勝を目指します。

昨年はファン、サポーターの方々に悔しい思いをさせていただきました。今年は全てのタイトルを掴み取るため、もう一度選手たちと向き合い、新しいチーム作りを進めていきます。皆さんと喜びを分かち合えるよう、強い気持ちでシーズンを戦い抜きますので、ぜひカシマスタジアムで声援を送ってください。優勝を目指して共に戦いましょう。

鹿島アントラーズ 監督 大岩 剛

(※)アントラーズ・ホームタウン協議会は、鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・銚田市と茨城県、鹿島アントラーズで構成され、鹿島アントラーズを生かした地域の発展を目指し、活動している団体です。

問い合わせ：アントラーズ・ホームタウン協議会事務局

(鹿嶋市政策企画部まちづくり政策課)

2018シーズンも我々が鹿島アントラーズへのご声援をお願いします。

All Photos ©KASHIMA ANTLERS

税金のお知らせ

今月の税金

- 国民健康保険税 第9期
納付期限（口座振替日）は
4月2日です。

納期限内の納税にご協力ください！

納税義務

税金は、納期限までに皆さまが自主的に納めていただくものです。このことを「**自主納税制度**」といい、税金本来の姿です。

市税の滞納

納期限までに納めないことを滞納といいます。

法令などにより、税金を滞納すると督促状が送付され、本来納めるべき本税額のほかに**督促手数料**や**延滞金**を納めなくてはなりません。

延滞金

決定延滞金は、納期限の翌日から1カ月以内の期間は年2.6%、その後の期間は年8.9%の割合で計算されます（※）。

※平成30年1月1日以降の割合です。

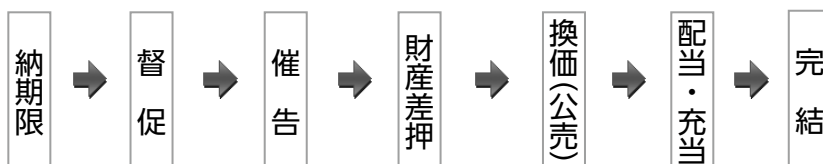
※延滞金は、平成26年1月1日以後、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は特例基準割合に年1%を加算した割合。ただし、この割合が7.3%を超える場合は年7.3%の割合）で計算されます。なお、以前の延滞金率はお問い合わせください。

滞納処分

市税を滞納したまま督促・催告しても完納されない場合には、納期限内に納付されている納税者の皆さまとの**公平を保つため**、その人の財産（給与、預貯金、保険、不動産など）について**差押処分**を執行しなければなりません。

差し押さえた後も納付していただけない場合は、差押財産を換価（公売等）して滞納市税へ配当する手続きを行うこととなります。この一連の手続きを**滞納処分**といいます。

滞納整理の流れ



*滞納整理の費用は、貴重な市民サービスのための財源（市税）から支払われることとなりますので、税金は納期限内に納付されますようお願いいたします。

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811